

平成23年3月15日
経済産業省
原子力安全・保安院

茨城県東海村周辺の原子力施設における モニタリングポストの値について

茨城県東海村周辺地域の原子力施設は、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、外部からの電源が停止しましたが、異常のないことが確認されており、その後外部からの電源が復旧し異常は認められていませんでしたが、同月15日午前7時以降、順次、それぞれの原子力施設敷地周辺に設置したモニタリングポストにおいて、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条に基づき主務大臣等に通報を行う基準である $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の値（約 $5.14\mu\text{Sv/h}$ 、約 $5.0\mu\text{Sv/h}$ ）を計測しました。

1. 原災法第10条に基づく通報の発生施設の概要

(1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所

○場所：茨城県那珂郡東海村村松4番地33

○事業種類：再処理事業

○原災法第10条に基づく通報の発生時刻：平成23年3月15日7時13分

○原災法第10条に基づく通報事象の種類：モニタリングポスト指示値の上昇

○想定される原因：福島第一原子力発電所の事故に起因

○モニタリングポストの指示値：約 $0.04\mu\text{Sv/h}$ （通常値）→約 $5.14\mu\text{Sv/h}$

○その他：東北地方太平洋沖地震発生により外部からの電源が停止しましたが、非常用ディーゼル発電機が立ち上がり、施設の安全性が確保されていました。その後、外部からの電源が復旧し、施設は停止した状態であったことから、当該施設からの放出ではなく、福島第一原子力発電所の放射性物質の放出影響による変化が確認されたと考えられる。

(2) 独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

○場所：茨城県那珂郡東海村白方白根2-4

○事業種類：廃棄物埋設事業

○原災法第10条に基づく通報の発生時刻：平成23年3月15日7時18分

○原災法第10条に基づく通報事象の種類：モニタリングポスト指示値の上昇

○想定される原因：福島第一原子力発電所事故に起因

○モニタリングポストの指示値：約 $0.04\mu\text{Sv/h}$ （通常値）→約 $5.0\mu\text{Sv/h}$

○その他：東北地方太平洋沖地震発生により外部からの電源が停止しましたが、異常のないことが確認されており、その後外部からの電源が復旧し異常は認められていないことから、当該施設からの放出ではなく、福島第一原子力発電所の放射性物質の放出影響による変化が確認されたと考えられる。

2. その他東海村周辺地域の原子力施設

その他の茨城県東海村周辺地域にある原子力施設（日本原子力発電株式会社東海発電所、東海第二発電所、原子燃料工業株式会社、三菱原子燃料株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター）について外部からの電源が停止しましたが、異常のないことが確認されており、その後外部からの電源が復旧し異常は認められていません。なお、これらの施設におけるモニタリングポストの指示値は、15日7時以降においても $5\mu\text{Sv/h}$ 未満ですが、モニタリングポスト指示値の上昇が確認されています。

3. その他の留意事項

経済産業省は、原子力防災管理者から原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報を受けた場合には、経済産業省防災業務計画に基づき経済産業省原子力災害警戒本部を設置することとなるが、今回のように原子力災害対策本部が既に設置されている場合には、原子力災害対策本部において他のプラントについても必要に応じて状況を確認する。

なお、モニタリングポストの値が上昇したのは、平成23年3月14日11時01分頃福島第一原子力発電所第1号機で発生した爆発や福島第一原子力発電所と各原子力施設との位置関係や気象条件によるものと考えられ、当該プラントの安全性に影響を与える事象ではありません。また、自宅等に屋内待避等することとなる予測線量（ $10\sim 50\text{mSv}$ ）に比べて、モニタリングポストの指示値は約2000分の1から1万分の1であるため、公衆への放射性物質による影響はありません。

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院

原子力安全広報課 塩見、杉山

電話：03-3501-5890